多機能日本語処理ライブラリ Ko-BaKo/J(アカデミック版) 研究利用許諾契約書

平成 年 月 日

(甲) (乙)

東京都豊島区池袋4-34-7 株式会社 日本システムアプリケーション

総括部長 萩野 正彦

甲と乙とは、次の契約の要綱(以下「要綱」という。) 1 記載の言語処理ライブラリの研究利用に関し、要綱及び契約の条項(以下要綱とあわせて「本契約」という。)のとおり契約を締結し、その証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとします。

【契約の要綱】

1	言語処理ライブラリ	多機能日本語処理ライブラリ Ko-BaKo/J
2	納入期日	平成 16年11月11日
3	取引金額	研究利用許諾料 金 500,000円 (一括払い:税別)
4	契約期間	本契約の有効期間は、契約締結日から2年間とし、乙が契約を終了させようとする場合、期間満了の1ヵ月前までに甲所定の解約通知書により解約日を甲に通知するものとし、解約通知がない場合には、同一条件をもって更に1年間有効に存続するものとし、その後も同様とします。なお、1年毎の延長に際して、研究利用許諾料をその都度追加して支払う必要はないものとします。
5	指定システム台数	本ライブラリは同時に10台のマシンで利用することが出来ます。

【契約の条項】

第1条(契約の主旨)

甲は乙に対して、言語処理ライブラリについて第3条に定める内容の利用権(以下「研究利用権」という。)を許諾するものとし、乙は当該研究利用権許諾の対価として要綱3記載の取引金額を甲に対し支払うものとします。

第2条(言語処理ライブラリの納入)

甲は、本契約に基づき言語処理ライブラリを要綱2記載の納入期日までに甲所定の提供形態で乙に納入します。乙は、甲から提供された各言語処理ライブラリの内容を確認のうえ、甲所定の物品受領書に記名押印し甲に提出するものとし、当該押印日をもって当該各言語処理ライブラリに関する乙の甲に対する検収が完了するものとします。

第3条(言語処理ライブラリの研究利用権)

- 1. 本契約に基づき乙に許諾された言語処理ライブラリの研究利用権は非独占の権利であり、乙はこの研究利用権に基づき、利用期間中、要綱5記載の指定システム台数(以下「指定システム」という。)のマシン上で次のことを行うことができるものとします。なお、当該指定システムが保守又は故障等により使用できない場合は、一時的に他のシステムで次のことを行うことができるものとします。
 - (1)自らの言語処理研究などの学術研究の目的に限り、指定システム上で言語処理ライブラリを自ら使用すること
 - (2)前第(1)号に基づく使用のために指定システム上に言語処理ライブラリの全部 又は一部を複製すること
- 2. 前項に基づき複製又は改変等がなされた言語処理システムも本契約に基づく言語処理ライブラリとし、特に定めのない限り本契約の各条項が共通に適用される ものとします。
- 3. 指定システム台数以上のシステムにおいて、言語処理ライブラリにつき前第1項各号に定める内容を実施する場合は、本契約により許諾された研究利用権とは別の研究利用権の許諾を必要とします。
- 4. 乙は、言語処理ライブラリ及びその研究利用権について、第三者に対しこれを 譲渡、貸与し又は再研究利用権その他の使用権の許諾又は担保の目的に供することはできないものとします。
- 5. 言語処理ライブラリは、乙が所属する 1 研究(開発)部もしくは 1 研究室内の 範囲において、要綱 5 記載の指定システム台数で使用することができるものとし ます。
- 6. 乙は、バックアップを目的として、言語処理ライブラリを1部のみ複製することができるものとし、それ以外の目的でCD,DVDなどに複製することはできないものとします。
- 7. 乙は、言語処理ライブラリを逆コンパイル、逆アセンブリまたはリバース・エンジニアリングできないものとします。
- 8. 乙は、言語処理ライブラリおよびサンプルプログラムに組み込まれ、または付さ

れている著作権等の権利に関する表示を抹消し、または変更できないものとします。

第4条(瑕疵責任)

甲は、言語処理ライブラリの瑕疵に関し、法律上の理由を問わず、いかなる責任 も負わないものとします。

第5条(研究利用許諾料および支払方法)

乙は、言語処理ライブラリの研究利用権の対価として、要綱3記載の言語処理ライブラリの取引金額を第2条第1項に基づく検収完了日から1ヵ月以内に甲の指定する銀行口座に振り込む方法により一括して甲に支払うものとします。

第6条(第三者との紛争解決)

甲は、本ソフトウェアおよびその利用について、乙が第三者から第三者の保有する著作権 その他知的財産権の侵害その他を理由に請求を受けた場合であって、乙がその旨を甲に 速やかに書面にて通知したときは、甲は、合理的な範囲においてかかる請求の解決に必要 と甲が判断する技術情報の提供および技術支援を行うものとする。本規定をもって本ソフトウェアによる第三者の知的財産権の侵害に関する甲の唯一の責任とし、甲はその他の責任を 負わないものとする。

第7条(秘密保持)

甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。なお、甲及び乙は、秘密情報を開示する場合には、その旨明示するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

- (1)開示の時点で既に公知の情報又は開示後受領当事者の責によらずして公知となった情報
- (2)受領当事者が開示の時点で既に保有していた情報
- (3)権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (4)受領当事者が相手方から開示された秘密情報によらずして独自に開発習得した情報

第8条(契約期間)

本契約の有効期間は要綱4記載のとおりとします。

第9条(即時解約)

- 1. 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方はなんらの通知催告を要せず即時に本契約を将来に向かって解約できるものとします。
 - (1)差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は公租公課の滞納による差押えがあったとき
 - (2)手形・小切手の不渡りがあったとき又は破産、和議開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき

- (3)本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めた催告があったにもかかわらずなおその期間内に履行がないとき
- 2. 乙は、前項各号のいずれかに該当し、本契約が解約されたときは、本契約に係る研究利用許諾料その他一切の債務をただちに甲に支払うものとします。
- 3. 甲又は乙は、前第1項各号のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、前第1項による解約の有無にかかわらず当該債務不履行から生じる 通常の直接損害を賠償するものとします。但し、本契約で特に定める場合を除く ものとします。

第10条(契約終了後の措置)

- 1.前2条により本契約が終了した場合、本契約に基づき許諾された研究利用権は消滅するものとします。
- 2. 前項により研究利用権が消滅した場合、乙は、甲から提供された言語処理ライブラリを甲に返却し、また言語処理ライブラリの複製、改変等を行ったものを消去するものとします。
- 3. 本契約終了後も、第7条は有効に存続するものとします。

第11条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の各条項に関する解釈上の疑義に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上